

2019年 若松みなと祭り参加者ガイドブック

若松みなと祭りに参加する方は、若松みなと祭り参加者ガイドブックを必ずお読み下さい。

若松みなと祭り参加申し込み手続きをもって、本ガイドブックに記載された内容に同意とさせていただきます。

若松みなと祭り参加ガイド（参加者申込要綱）

若松みなと祭り参加申し込み手続きをもって、以下に記載された事項に同意とさせていただきます。

（開催概要）

行 事：若松みなと祭り

主 催 者：若松まつり行事協賛会、若松みなと祭り実行委員会

開 催 日：2019年7月19日（金）・20日（土）・21日（日）

開催場所：若松区本町・中川通り周辺、若松港海岸通り、久岐の浜広場、高塔山、若松市民会館、若松生涯学習センター

申込期間：2019年5月13日（月）から6月21日（金）※受付期間は変わることがあります。

申 込 先：若松まつり行事協賛会事務局（北九州商工会議所 若松サービスセンター）

TEL:093-761-2021 FAX:093-761-2022 北九州市若松区本町2丁目17番地1号 ベイサイドプラザ若松アネックス1F

（目的）

若松まつり行事協賛会は、若松の魅力向上や地域連携、伝統行事の普及を支援するため「若松みなと祭り」を開催します。

（参加資格）

若松みなと祭りへ参加できる方は以下の条件を満たした団体もしくは個人です。

- (1) 必要な参加申込み手続き等を行い主催者より承認されていること
- (2) 事故及び傷害などに対応した保険に加入していること
- (3) 反社会的勢力ではないこと
- (4) 団体で参加を希望する場合は、参加者全員が本ガイドの内容に同意していること
- (5) 未成年者は、保護者の同意が得られること

（参加における注意事項）

若松みなと祭りに参加される団体もしくは個人は、以下の事項を遵守してご参加ください。

- (1) 若松みなと祭りに参加するにあたり必要な許可や届出等の手続きは、各自で行なってください。主催者是对応いたしません。
- (2) 若松みなと祭りに参加に係る全ての費用（保険料、交通費、通信費含む）は、参加者の自己負担とさせていただきます。
- (3) 若松みなと祭りに参加者は全て係員の指示に従って行動してください。
- (4) 若松みなと祭りに出演する順番は、主催者が決定いたします。
- (5) 若松みなと祭りにおける審査方法、ステージの運営、決定事項に関するクレームは一切受付いたしません。

※若松みなと祭りのイベントは、楽しむためのものです。順位や審査方法などに、こだわりのある方の参加は、お断りいたします。

（参加申込み）

若松みなと祭りに参加する団体もしくは個人は、以下の事項をご確認のうえのお手続きください。

- (1) 若松みなと祭りホームページにある団体・グループ情報の登録より、必要事項を入力して送信してください。
- (2) 別途、参加申込書が必要となる場合は、参加確定後に、事務局よりご案内いたします。
- (3) 参加者名簿は参加団体で作成し管理してください。なお、事務局より参加者名簿提出の依頼があった場合は速やかに提出してください。

▶次ページにつづく

(個人情報の取り扱い)

若松みなと祭りにおいて収集する個人情報は、若松みなと祭りの運営にのみ使用し、必要に応じて関係者間で共有します。なお、お預かりした個人情報については、一年間保存した後に処分します。

(権利の放棄)

若松みなと祭りに参加する団体もしくは個人の以下に記載する事項について、参加の申し込みをもって権利の放棄となり、主催者が一般公開情報として使用します。また、テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどで使用される場合があります。

- (1) 団体名、企業名、グループ名、人数、参加するイベントに関する情報（ホームページより入力する内容）
- (2) 参加者の写真や映像、音声などに関する情報

(事故対応)

若松みなと祭りにおいて万が一事故や怪我等が発生した場合、応急処置、救急車の手配にて対応します。補償の範囲は以下とします。

- (1) 主催者が設置した設備で発生した事故については、主催者が加入している保険の補償範囲内にて対応します。
- (2) 前項以外の事故については参加団体及び参加者が加入する保険での対応となります。

(中止及び中断等の対応)

主催者は以下の場合について若松みなと祭りの中止及び中断等を決定します。

- (1) 気象庁が発表する警報、注意報、その他急激な天候の悪化等により安全確保が困難であると判断する場合。
- (2) 災害及び紛争、反社会的行為、社会情勢等により開催が困難であると判断する場合。
- (3) その他重大な事故等の発生により、開催が困難であると判断する場合。

(禁止事項及び罰則)

主催者が以下の行為と判断する場合は、参加資格を取り消します。なお、妨害行為、器物破損などが発生した場合は法的措置により対応します。

- (1) 迷惑行為、危険行為、業務妨害等と推測される行為。
- (2) 公序良俗に反する行為及び反社会的行為。
- (3) 主催者の指示に従わない行為及び主催者が悪質であると判断する行為。

(事項の改定)

主催者は、本ガイドを必要に応じて以下により随時改定できるものとします。

- (1) 主催者は、本ガイドの事項を改定しようとする場合、メールまたは適切な方法で申込者宛に告知するものとします。
- (2) 前項に基づき、告知した日から主催者が定める期間を経過した後に、団体もしくは個人から辞退の申し出がない場合、本事項の改定に同意とします。
- (3) 改定された事項に同意されない団体もしくは個人は、若松みなと祭りへの参加は取り消しとなります。
- (4) 若松みなと祭り参加後、同意事項についての異議申し立てには一切応じません。

(免責事項)

- (1) 団体でお申込みする場合は、必ず参加者全員の同意を得たうえでお申込み下さい。主催者は個別対応及び確認などは一切いたしません。
- (2) 本ガイドに記載されている事項において、参加団体及び参加者に、損害、不利益等が発生しても、主催者は一切の責任を負いません。また、異議申し立てなどについての対応もいたしません。

平成29年5月10日 制定

平成31年4月18日 改定